

平成 2 5 年第 5 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 5 年 6 月 2 7 日)

召集年月日 平成25年6月27日(木)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成25年6月27日 午後3時02分

閉会 平成25年6月27日 午後4時15分

出席委員

| | | | | | |
|-----|----------|-----|------------|-----|------|
| 1番 | 山本 修 | 2番 | 松宮利廣 | 3番 | 小原好一 |
| 4番 | 西 忠彦(会長) | 5番 | 中川啓二 | 6番 | 福井明美 |
| 7番 | 寺本清二 | 8番 | 中嶋義男 | 9番 | 小川宗一 |
| 10番 | 渡辺俊策 | 11番 | 東 茂正 | 12番 | 木村正行 |
| 14番 | 石橋高志 | 15番 | 粟谷善一 | 16番 | 猿橋 巧 |
| 17番 | 小間美也子 | 18番 | 吉岡靖夫 | 19番 | 藤原義隆 |
| 20番 | 小畑信幸 | 21番 | 田中 廣(職務代理) | | |
| 22番 | 大下利男 | | | | |

欠席委員(1名)

13番 山下大三郎

出席事務局

事務局長 反田志郎 事務局次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有
権移転許可申請審議について

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有
権移転許可申請審議について

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有
権移転許可申請審議について

議案第 2 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用許可申請審議について

議案第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第 2 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農地利用集積計画審議について

議案第 2 4 号 名田庄農業振興地域整備計画の変更について

議案第 2 5 号 大飯農業振興地域整備計画の変更について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成25年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、13番山下委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております8議案を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成25年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

今回、初めての取り組みでございますが、町内の農業関係施設を見学する機会を作っていただきました。毎回というわけにはいきませんが、強制でもありませんが、農業委員として活動する際の知識の一助になるのではないかと考えておりますので、積極的な参加をお願いします。

それでは、本日上程の8議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、ただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、21名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、12番木村委員さんと14番石橋委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第18号・19号・20号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とし、この3議案は一括して審議することとします。

それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局長

はい、議長。

議案第18号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏所有の農地を、息子さんであります〇〇〇〇氏が贈与により取得するものであります。

続きまして、議案第19号は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏所有の農地をおおい町〇〇〇の〇〇〇〇氏が売買により取得するものであります。

続きまして、議案第20号につきましては、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏所有の農地をおおい町〇〇の〇〇〇〇氏が売買により取得するものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦）

はい、議長

（議案第18号・19号・20号資料説明）

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小原委員

はい、議長

本案の現地につきましては、21日の午前9時から粟谷委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

まず、議案第18号〇〇の申請地ですが、一筆は申請者の自宅隣に田んぼがあり、水稻が作られていましたし、もう一筆は山沿いに畑があり、柿と栗が植えられ、草刈もされておりました。

続いて、議案第19号〇〇〇の申請地ですが、現地は先月の3条申請地と合わせて一枚の田んぼとなっております。同様に、〇〇氏が水稻をされています。

続いて、議案第20号〇〇の申請地ですが、申請地の隣に譲受人〇〇氏の田んぼがありまして、すでに〇〇氏により水稻が作られていました。現在は、畦畔ブロックで仕切られていますが、許可後は畦畔ブロックを外して一枚にし、耕作されるとのことです。

以上、3申請地とも現に耕作されており、何ら問題はないものと判断いたします。

議長 ありがとうございます。事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第18号から20号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 今回の権利移動により譲渡し人の農地が「0」となるが、既に譲渡されていたのか。

書記 はい、議長

議長 竹浦書記

書記 はい、お答えします。
申請者に確認しておりまして、過去、平成17年頃に、今回と同じケースで所有権移転登記をされておりまして、当時に完了したものと思われていたところ、最近になってこの2件が残っていたことが判明した為、今回の申請に至ったとのことでした。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第18号から20号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議長 日程3 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について 並びに議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について この2件は関連がございますので、一括して議題とします。

それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局長 はい、議長。
議案第21号は、おおい町〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが、自己所有農地に車庫を建築するため、農地を転用するものであります。

また、議案第22号は、同じく〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが、議案第21号と同じ敷地内の農地を、〇〇

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第21号農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 続きまして、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議につきまして、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第22号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します

議長 日程4 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。
それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 はい。
議案第23号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長(奥) はい、議長
(議案朗読)
議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について説明させていただきます。
借り受け人は、昨年から、新規就農を目指しております〇〇さんで、今年の3月にも3筆、6,824㎡に利用権を設定された実績があります。
借受地、借受人につきましては、効率利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても許可要

件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

栗谷委員 　　はい、議長
本案の現地につきましても、21日午前中、小原委員と私と事務局で現地を確認してまいりました。
確認しました現地は、〇〇区にあり、すでに作付されており、新規就農者である〇〇〇〇氏が積極的に農地を集積される計画となっております。申請が遅れたことは、本人も深く反省していると、事務局から聞きましたので、以後注意していただきたいと思えます。
なお、〇〇区内には担い手は存在せず、〇〇氏が中心となる経営体になるべく、健全な農業経営に資するためにも積極的に農地を集積され、〇〇区内の農地が将来に亘り活用されることが期待されると感じました。

議長 　　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 　　今回の利用権の設定は、使用貸借によるものとなっているが、佐分利地域の現状はどうなっているのか。

次 長 　　はい、議長

議長 　　奥次長

次 長 　　はい、お答えします。
この3月の委員会に「農地の賃借料情報について」お諮りさせていただきましたように、おおい町では、その8割以上が使用貸借、所謂、無償による貸し借りが主流となっております。
おおい町全体では以上のようなことですが、佐分利地域の委員さんで、現状を把握されてのご意見等がありましたらお願いします。

藤原委員 　　〇〇営農組合では3町ほど引き受けて営農しているが、すべて無償で引き受けている。逆に言えば、無償だから引き受けるという経営状況にもあるといえる。

猿橋委員 ○○さんは認定農家になっているのか。

反田局長 ○○さんは、現在、認定農家を目指す「認定就農者」として位置づけられております。

猿橋委員 わかりました。この方は、水稻から蔬菜まで幅広く取り組まれると聞いているが、認定就農者の条件、認定農家の条件等もう少し詳しく説明願いたい。

反田局長 経営面積や就農計画等を町の認定審査会に諮り、判断していくこととなる。期間は5年ごととなる。新規就農者につきましても同様の審査がありますが、機械、器具の補助を受けようとする、県の審査も受けてもらうことになる。

経営面積については、水稻ですと10町、これは、麦作も含み10町です。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議 長 日程5 議案第24号 名田庄農業振興地域整備計画の変更について を議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長。

農業振興地域整備計画の変更とは、町が定めております農業振興地域整備計画書にあります農業を振興する区域として指定の「農振・農用地区域」から住宅建設等、農用地区域を利用せざる得ない場合に限り農用地区域から「除外する」場合や、逆に、土地改良事業を実施しようとする場合、「編入する」ものとして、農業振興地域整備計画を変更するものであります。なお、本町では、旧町村単位でそれぞれの整備計画書があります。

議案第24号は、携帯電話用基地局設置のため、農振農用区域から除外するため、その是非について、おおい町長が、農業委員会の意見を求めるものであります。

詳細については、次長の奥に説明させます。

次長（奥）

はい、議長

（議案資料説明）

今回、情報伝達施設を整備することによって、地域住民の安全安心の確保と利便性の向上を図るため、農用区域から除外することを目的に、農用地利用計画の変更を行うものであります。

なお、今回、〇〇〇〇〇〇が設置する携帯電話基地局は、電気通信事業の用に供する空中線系または中継施設に該当し、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地に該当するとともに、農業振興地域整備計画に著しい支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

栗谷委員

はい、議長

議長

15番栗谷委員

栗谷委員

本案の現地につきましても、21日の午前中、小原委員と私と事務局2名同行のもと現地を確認してまいりました。

計画地は、簡易水道施設の加圧ポンプ場の隣にあり、かつ、団地化された農地の端部に位置することから、農作業に特別の支障は無く、今回、農用地から除外されることについては、重大な支障は認められないと考えます。

議長

事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員

この土地は、売買によるものか、貸借によるものなのか。

奥次長

既に、〇〇〇〇〇〇から事業計画書の提出があり、これに基づき今回の申請に至ったわけですが、事業計画書

の添付には、賃貸借契約書（案）によるものとなっております。
りました。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、何かご異議は
ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議がないようでございますので、議案第24号名
田庄農業振興地域整備計画の変更については原案のと
おり同意することにします。

議長 日程6 議案第25号 大飯農業振興地域整備計画の
変更についてを議題とします。この案件は、おおい町
長から同意を求められたものであります。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。
議案第25号は、議案第24号と同じく携帯電話用
基地局設置のための除外が〇〇区と〇〇区で2件、〇
〇区内において一般住宅建設のための除外が1件、併
せて3件について農振農用地区域から除外をしようと
するものであり、その是非について、おおい町長が、
農業委員会の意見を求めるものであります。
詳細については、事務局次長の奥に説明させます。

次長（奥） はい、議長
（事務局、議案資料説明）
今回、〇〇〇〇〇〇と同じく、〇〇と〇〇にそれぞれ情
報伝達施設を整備する2件につきましては、地域住民の
安全安心の確保と利便性の向上を図るため、農用地区域
から除外することを目的に、農用地利用計画の変更を
行うものであります。

最後に、〇〇区内での住宅建設につきましては、携
帯電話基地局とは異なり、公益性には該当せず、農業
後継者の住宅を建設することによって後継者が確保で
きるなど、地域の実情を考慮し、農用地区域から除外
することを目的に、農用地利用計画の変更を行うもの
であり、除外には、次に述べます5要件をすべて満た
すことが条件となります。

① 転用することが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替す
べき土地がないこと

② 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれが

ないこと

③ 農業経営者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

④ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

⑤ 土地改良事業等完了後8年を経過しているものであること

この5要件が該当するか否かについて、ご審議いただくこととなります。

おおい町〇〇〇〇〇〇〇〇（田）〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡を宅地に転用する計画であります。代替性の検討につきましては、介護の必要から、実家に隣接して住宅を建設することから代替すべき土地はありませんでした。

〇〇集落に隣接し、一団の農地の端部に位置することから、農地の虫食い状態にはならない。

〇〇区には、認定農業者が1名存在し、経営規模拡大に向け農地を10町程度集約する予定であるが、〇〇区内は20町余りの農地があることから農業経営、集積に影響を及ぼすものではない。

生活排水等は下水道で処理し、雨水等は道路側溝に排水するなど、土地改良施設に影響を与えるものではなく、圃場整備も、昭和58年に完了していることから、農業振興地域整備計画に著しい支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、栗谷委員さんからご報告願います。

栗谷委員 　はい、議長

本案の現地につきましても、21日の午前中、小原委員と私と事務局2名同行のもと現地を確認してまいりました。

計画地のうち〇〇区内の携帯電話基地局の現地は、〇〇公民館の近く、最近整備された県道に隣接した農地にあり、県道改修工事の影響もあり、水利が十分になく畑地転換をされておりました。〇〇〇谷の〇〇と〇〇〇の交差した地点にあり、下流域も含め、三方が見渡せる位置にあることから、適地であると感じました。

また、〇〇の計画地につきましても、高速道路の大飯・高浜インターチェンジの電波を拾う必要があります。28メートルと高い鉄塔を建てることから基礎部分が他の鉄塔よりは広く必要であるなどの説明を受けました。隣には、すでに〇〇〇〇〇〇の携帯基地局があることから、電波の関係からも適地であると感じました。いずれも、団地化された農地の端部に位置することから、農作業に特別の支障は無

く、今回、農用地から除外されることについては、重大な支障は認められないと考えます。

また、〇〇区の住宅建設予定地につきましては、昨年まで同区の〇〇氏が耕作を続けられており、その名残として稲の切り株が見えました。

両親の高齢と介護のため、家族4人が住むスペースは実家にはなく、増築するスペースもないことから、隣接する農地に住宅を建設することは、一家4人が居住するための規模も必要最小限であり、残地についても、病気により障害の残った親のリハビリを兼ねた営農に利用するに適切な面積、位置にあると感じました。

圃場整備された貴重な農地ではありますが、少子化にあっ
て、都会から移住して生活されることのメリットも大きいものがあると考えました。

以上3件について、農振農用地からの除外は、やむを得ないものと感じました。

議 長 事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

木村委員 ソフトバンクの鉄塔の計画は、これで以上か。〇〇にも計画があると聞いたが。

奥次長 最近、〇〇に建設する申請書の提出があったが、今回の変更には間に合わなかった。次の案件になる。

田中委員 〇〇さんの経営面積は。

奥次長 〇〇さんの所有農地は、38アールです。

渡辺委員 土地改良完了公告後8年以上経過していることが条件となっているとの説明であったが、間違いはないか。

奥次長 土地改良完了公告後8年を経過しているご条件となりますが、8年を経過すれば転用可能との解釈にはならず、農業委員会含め、関係機関に諮り、転用やむなしとの意見が集約されたもののみが、除外の対象となります。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第25号 大

飯農業振興地域整備計画の変更については原案のとおり同意することとします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 続いて、その他案件について、順次、事務局よりお願いいたします。

(事務局、案件報告)

議 長 それではこれで、平成25年第5回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。